

循環型社会形成推進基本法に基づく各法律の体系・機能の整理について (中間報告)

1 循環型社会形成推進基本法の特徴

循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)は、循環型社会の形成を推進するための基本的な枠組みとなる法律として平成12年に制定された。その特徴としては別紙のとおりである。

2 循環法体系の整理について

循環型社会形成推進基本法の制定10年に当たり、循環型社会形成推進基本法の枠組みの下にある廃棄物・リサイクル対策関連法律において、循環型社会形成推進基本法がどのように活かされているか等を整理し、循環型社会形成推進基本法が我が国の循環法体系の形成に果たしている役割を整理する。

循環法体系の整理に当たっては、次の法学者の協力、アドバイスを得ることとする。

アドバイザー

赤淵 芳宏	名古屋大学大学院環境学研究科准教授
浅野 直人	福岡大学法学部教授
大塚 直	早稲田大学法務研究科教授
奥 真美	首都大学東京都市教養学部教授
福土 明	北海学園大学法学部教授

(五十音順、敬称略)

3 具体的な整理の方法について

循環型社会形成に係る各法律について、各主体の役割等、循環型社会形成推進基本法との関係の観点から整理する。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)
- ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)
- ・ 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)
- ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)
- ・ 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)

循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の特徴

1．循環型社会の定義

循環型社会を、「製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」と定義（第2条第1項）。

2．法の対象物

対象物を、有価・無価を問わず「廃棄物等」として一体的に捉え、発生した廃棄物等については、その有用性に着目して「循環資源」として捉え直し、その循環的な利用（再使用、再生利用及び熱回収）を図るべきことを規定している（第2条第2項、第3項等）。

3．廃棄物・リサイクル対策の優先順位

第一に発生抑制、第二に再使用、第三に再生利用、第四に熱回収、最後に適正処分という優先順位を規定（第5条～第7条）。

4．各主体の役割分担

循環型社会の形成のための取り組み主体である、国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれの責務を規定（第9条～第12条）。

5．排出者責任の明確化

事業者及び国民の排出者責任の規定。

事業者としては、自ら適正に循環的な利用又は処分をすべき責務、国民としては、分別回収への協力等、循環的な利用の促進に努めるとともに、適正な処分に関し国及び地方公共団体に協力する責務等の規定（第11条第1項、第12条第1項等）。

6．拡大生産者責任の明確化

生産者が、製造する製品の耐久性の向上、設計の工夫、材質や成分の表示等を行う責務、適切な役割分担の下、引取り、引渡し又は循環的な利用を行う責務を規定（第11条第2項、第11条第3項）。

7 . 循環型社会形成推進基本計画の策定

循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会形成推進基本計画の策定義務を規定（第15条第1項）。

8 . 循環型社会の形成に関する基本的施策

国又は地方公共団体が講ずべき施策について具体的に規定（第17条～第32条）。

- ・国が、自ら率先して再生品を使用、再生品の使用を促進するための措置を講ずること（第19条）。
- ・国が、循環資源の循環的な利用等に伴って環境の保全上の支障が生ずることを防止するための措置を講ずること（第21条）。
- ・経済的助成措置、経済的負担を課す措置の場合は調査、研究し、国民の理解と協力を得るように努めること（第23条第1項、第2項）。 等

循環型社会の形成に係る法律群

資料3
(参考)

